

江 監 第 4 号
令和7年3月25日

江 田 島 市 長 様

江田島市議会議長 様

江田島市監査委員 三 浦 和 英
江田島市監査委員 濱 西 金 満

財政援助団体等に対する監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第9項、第10項の規定に基づき、その結果及び意見を報告します。

令和6年度

財政援助団体等監査報告書

江田島市監査委員

目 次

ページ

第1	監査基準への準拠	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の対象	1
第5	監査の着眼点	1
第6	監査の実施内容	1
第7	監査の結果・監査意見	2
1	公益社団法人江田島市シルバー人材センター	2
2	江田島バス株式会社	11
3	社会福祉法人江田島市社会福祉協議会	21
4	一般社団法人江田島市観光協会	30
第8	終わりに	42

凡 例

- 1 文中及び表中の比率 (%) は、原則として少数第1位までを表示し、単位未満を四捨五入した。
- 2 該当数字は現存するが、単位未満のものは、「0」で表示した。
- 3 表中の符号の用法は、次のとおりである。
「△」・・・負数を示し、増減を示すときは減を表す
「－」・・・該当数値がないものを表す

第1 監査基準への準拠

令和6年度財政援助団体等監査は、江田島市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第3 監査の期間

令和6年11月28日から令和7年3月25日まで

第4 監査の対象

- 1 公益社団法人 江田島市シルバー人材センター
- 2 江田島バス株式会社
- 3 社会福祉法人 江田島市社会福祉協議会
- 4 一般社団法人 江田島市観光協会

第5 監査の着眼点

補助金等の目的に沿って事業が適正に執行されているか、また、団体に対する指導監督が適切になされているかに主眼をおいて実施した。

第6 監査の実施内容

1 監査の範囲

令和4年度及び令和5年度に執行された団体の補助金等に係る出納その他の事務の執行及び所管課の補助金等に係る事務とし、必要に応じて当該年度以外の事務も対象とした。

2 監査の内容

団体への財政援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、あらかじめ関係資料の提出を求め、所管課から説明を聴取後、団体へ出向き現地調査を実施し、それぞれの責任者及び担当者から経理等について事情聴取するとともに、関係書類の抽出検査により監査を行った。また、必要に応じて実査後も説明を聴取し、会計諸帳簿等と証拠書類との照合、内容確認等を行った。

第7 監査の結果・監査意見

1 公益社団法人 江田島市シルバー人材センター

(1) 団体の概要

所在地	本 所 江田島市江田島町中央一丁目 15 番 15 号 大柿支所 江田島市大柿町大原 1118 番地 2
設立	平成 17 年 4 月 1 日
会員数	(令和 6 年 3 月 31 日現在) 200 名(男 155 名、女 45 名)
役員	理事長 1 名 理事 13 名 (理事長除く) 監事 2 名 事務局 10 名 (事務局長、職員 9 名) (令和 6 年 6 月 20 日現在)
沿革	平成 4 年 10 月 20 日設立の旧江田島町シルバー人材センターと旧大柿町高齢者事業団が合併し、平成 17 年 4 月 1 日社団法人江田島市シルバー人材センターとして発足した。また、平成 23 年 4 月 1 日付けで「社団法人」から「公益社団法人」へ移行している。
事業目的	シルバー人材センターは、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業その他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

(2) 経営の状況

ア 正味財産増減計算書

(単位：円)

項 目	令和 4 年度	令和 5 年度
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
受託事業収益	104, 212, 170	108, 511, 288
指定管理事業等受託収益	2, 720, 490	2, 516, 810
労働者派遣事業等受託収益	1, 271, 043	1, 223, 079
受取会費	394, 000	391, 500
受取補助金	31, 134, 800	28, 851, 200
(うち受取地方公共団体補助金)	16, 795, 800	15, 612, 200

特定資産運用益	43	54
雑収益	324,998	660,753
経常収益計	140,057,544	142,154,684
(2) 経常費用		
事業費	137,185,708	139,442,998
管理費	2,091,530	2,116,963
経常費用計	139,277,238	141,559,961
評価損益等調整前当期経常増減額	780,306	594,723
評価損益等計	0	0
当期経常増減額	780,306	594,723
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計	0	0
(2) 経常外費用		
固定資産除却損	1	2
経常外費用計	1	2
当期経常外増減額	△ 1	△ 2
当期一般正味財産増減額	780,305	594,721
一般正味財産期首残高	21,866,709	22,647,014
一般正味財産期末残高	22,647,014	23,241,735
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額	0	0
指定正味財産期首残高	0	0
指定正味財産期末残高	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	22,647,014	23,241,735

イ 貸借対照表

(単位：円)

項 目	令和4年度	令和5年度
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	9,611,774	9,728,730
未収金	7,146,681	7,284,153
立替金	0	160,070
前払金	116,540	116,540
流動資産計	16,874,995	17,289,493
2 固定資産		
(1) 特定資産		
消費税納付額増加対策資金積立金	2,707,000	3,707,000

特定資産計	2,707,000	3,707,000
(2) その他の固定資産		
土地	7,200,000	7,200,000
建物	620,908	528,233
車両運搬具	1,486,664	999,089
什器備品	954,324	637,762
電話加入権	167,272	167,272
預託金	102,790	102,790
その他固定資産計	10,531,958	9,635,146
固定資産計	13,238,958	13,342,146
資産合計	30,113,953	30,631,639
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	7,091,428	6,789,742
預り金	375,511	600,162
流動負債計	7,466,939	7,389,904
2 固定負債		
固定負債計	0	0
負債合計	7,466,939	7,389,904
III 正味財産の部		
1 指定正味財産	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0
2 一般正味財産	22,647,014	23,241,735
(うち基本財産への充当額)	0	0
(うち特定資産への充当額)	2,707,000	3,707,000
正味財産合計	22,647,014	23,241,735
負債及び正味財産合計	30,113,953	30,631,639

(3) 財政援助等の内容と監査結果

ア 江田島市シルバー人材センター事業補助金

令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	団体監査	所管課監査	市の所管課
14,339,000円	13,239,000円	令和7年1月15日 団体事務所(本所)	令和6年12月20日 市役所本庁	高齢介護課

(ア) 事業の状況

- a 地域に密着した仕事を個人、事業者、官公庁から受注し、会員に請負、委任、派遣という形で就業機会を提供している。

	令和4年度	令和5年度
受注件数	1,966 件	1,864 件
就業延人員	15,422 人日	15,418 人日
契約金額	104,212,170 円	108,511,288 円

- b 就業に必要な知識及び技能を付与するための講習（安全衛生講習会、交通安全講習会、剪定講習会、墜落・転落災害防止講習会等）や安全適正就業推進活動など社会参加を推進するための諸活動を実施している。

(イ) 監査の結果

- a 補助金等交付申請書及び実績報告書の提出時期、請求金額、受領金額は適正に処理されている。
- b 補助金の交付等事務についておおむね適正に執行されている。
- c 事業計画書及び予算書並びに事業報告書及び決算書は、江田島市へ提出された補助金等交付申請書、実績報告書の数値と相違ない。
- d 補助金は、目的に沿い、出納その他の事務についておおむね適正に執行されている。
- e 定款・規約・諸規程等はすべて整備されており、規程に基づいた事務が行われている。
- f 期首及び期末における現預金の残高は、現金出納簿及び預金通帳に記載された金額と相違ないことを確認した。
- g 所管課長が団体の理事に就任しており、所管課として指導監督が適切に行われている。
- h シルバー人材センター事業補助金は、市が国と同額以上の補助金を交付することで、団体は国の補助金の限度額を受けられる仕組みになっている。市の財政状態は厳しく、団体との協議により、令和5年度においては国の補助上限よりも市の交付補助金が少なくなっている。
- i シルバー人材センターは、受託業務の会員配分金に対する事務費率を定めており、令和5年4月からは事務費率を4%引上げ、補助金減額やインボイス制度の開始等による損益への影響を鑑み経営の安定化を図った。事務費率は、公共が15%から19%に、民間が12%から16%に引上げられた。

(ウ) 監査意見

a 団体（江田島市シルバー人材センター）

（a）指摘事項 なし

（b）法第199条第10項の規定による意見 なし

b 所管課（高齢介護課）

（a）指摘事項 なし

（b）法第199条第10項の規定による意見 なし

イ 生活援助サポート事業補助金

令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	団体監査	所管課監査	市の所管課
456,800円	373,200円	令和7年1月15日 団体事務所（本所）	令和6年12月20日 市役所本庁	高齢介護課

(ア) 事業の状況

70歳以上の一人暮らし及び夫婦のみの世帯、一人暮らしの障害者を対象にごみ出しなど100円と500円のワンコインサービスを実施している。

(イ) 監査の結果

a 補助金等交付申請書及び実績報告書の提出時期、請求金額、受領金額は適正に処理されている。

b 補助金の交付等事務についておおむね適正に執行されている。

c 事業計画書及び予算書並びに事業報告書及び決算書は、江田島市へ提出された補助金等交付申請書、実績報告書の数値と相違ない。

d 補助金は、目的に沿い、出納その他の事務についておおむね適正に執行されている。

e 所管課として指導監督が適切に行われている。

(ウ) 監査意見

a 団体（江田島市シルバー人材センター）

（a）指摘事項 なし

（b）法第199条第10項の規定による意見 なし

b 所管課（高齢介護課）

（a）指摘事項 なし

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

ウ 江田島市植木剪定枝葉チップ事業補助金

令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	団体監査	所管課監査	市の所管課
2,000,000円	2,000,000円	令和7年1月15日 団体事務所（本所）	令和6年12月23日 市役所本庁	地域支援課

(ア) 事業の状況

植木剪定業務で発生する枝葉をリレーセンターに持ち込まず、チップ化して土壌改良材等にリサイクルすることにより、ごみの減量化、地球温暖化対策に貢献し、こども園・小学校・自治会等にチップを提供している。市としてもごみ処理料金（1kg当たり：呉市処理料金30円－市投入手数料11円＝19円）の経費削減につながっている。チップの発酵に3年もかかることもあり、置き場に苦慮している。年間処理量は、令和4年度112,860kg、令和5年度91,610kgである。

(イ) 監査の結果

- a 補助金等交付申請書及び実績報告書の提出時期、請求金額、受領金額は適正に処理されている。
- b 補助金の交付等事務についておおむね適正に執行されている。
- c 事業計画書及び予算書並びに事業報告書及び決算書は、江田島市へ提出された補助金等交付申請書、実績報告書の数値と相違ない。
- d 補助金は、目的に沿い、出納その他の事務についておおむね適正に執行されている。
- e 所管課として指導監督が適切に行われている。

(イ) 監査意見

- a 団体（江田島市シルバー人材センター）
 - (a) 指摘事項 なし
 - (b) 法第199条第10項の規定による意見 なし
- b 所管課（地域支援課）
 - (a) 指摘事項 なし
 - (b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

エ シルバーワークプラザ指定管理委託料

令和4年度 委託金額	令和5年度 委託金額	団体監査	所管課監査	市の所管課
0円	0円	令和7年1月15日 団体事務所(本所)	令和6年12月20日 市役所本庁	高齢介護課

(ア) 事業の状況

所在地	江田島市江田島町中央一丁目15番15号
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)
指定管理料	0円
利用料金制	導入済
指定管理者の 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用調整に関する業務 ・施設の維持管理及び修繕に関する業務 ・利用料金の収受に関する業務
施設規模等	構造：鉄骨造平屋建 延床面積：423.88㎡
所管課	高齢介護課

(イ) 監査の結果

- a 事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書及び収支決算書の提出時期は適正に行われている。なお、指定管理料は無料である。
- b 指定管理委託等事務についておおむね適正に執行されている。
- c 基本協定書等に基づく施設の管理及び指定管理委託に係る出納その他の事務処理については、施設の設置目的に沿いおおむね適正に行われている。
- d シルバーワークプラザには団体の事務所が設置されており、指定管理の収支不足分は団体の自己資金で賄っている。
- e モニタリング評価結果は公表されている。
- f 所管課として指導監督が適切に行われている。

(ウ) 監査意見

- a 団体（江田島市シルバー人材センター）
 - (a) 指摘事項 なし
 - (b) 法第199条第10項の規定による意見 なし
- b 所管課（高齢介護課）

(a) 指摘事項 なし

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

オ 真道山森林公園指定管理委託料

令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	団体監査	所管課監査	市の所管課
2,824,000円	3,000,000円	令和7年1月15日 団体事務所(本所)	令和6年12月20日 市役所本庁	交流観光課

(ア) 事業の状況

所在地	江田島市能美町中町 3420 番地 1
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)
指定管理料	年間 2,824,000円(令和4年度) 年間 3,000,000円(令和5年度)
利用料金制	導入済
指定管理者の 主な業務	・施設の維持管理に関する業務 ・施設の利用許可に関する業務 ・利用料金の収受に関する業務 ・施設の利用調整に関する業務 ・上記各業務に付随する業務
施設規模等	施設内容：管理棟、トイレ棟、炊事棟、野外ステージ、練習スタジオ、コテージ、テントサイト場、オートキャンプ場、ファイヤーサークル、多目的広場、駐車場、コインシャワールーム、給水設備、その他付帯設備 延面積：16,917.05 m ² 建物：424.39 m ² (録音スタジオ101.10 m ² 以外)
所管課	交流観光課

(イ) 監査の結果

- a 事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書及び収支決算書の提出時期、請求金額、受領金額は適正に行われている。
- b 指定管理委託等事務についておおむね適正に執行されている。
- c 基本協定書等に基づく施設の管理及び指定管理委託に係る出納その他の事務処理については、施設の設置目的に沿いおおむね適正に行われている。
- d 指定管理の収支不足分は団体の自己資金で賄っている。

- e モニタリング評価結果は公表されている。
- f 所管課として指導監督が適切に行われている。

(ウ) 監査意見

a 団体（江田島市シルバー人材センター）

- (a) 指摘事項 なし
- (b) 法第199条第10項の規定による意見 なし
- (c) 総括 指定管理の収入について、使用料の科目に「えも博」の参加費が入っていた。使用料と参加費は別個のものであるため、分けて記載するよう要望する。

b 所管課（交流観光課）

- (a) 指摘事項 なし
- (b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

(4) まとめ

企業の定年延長が進んでいることもあり、60代の会員が入らず会員の高齢化が問題となっている。新規会員獲得のための広報と共に、高齢会員でも可能な軽作業の就業提供にも柔軟に取り組みたい。

また、植木剪定枝葉チップ事業で使用しているチップパーが購入からかなり経過しているため、いつ壊れてしまうかわからない状況であり、国等の補助金で活用できるものがないかなど情報収集を行い機器更新に備える必要がある。

平均寿命が伸び、健康寿命の延伸が望まれる中、高齢者に就業の機会を提供し、社会参加の促進に取り組んでいる江田島市シルバー人材センターの役割は今後ますます重要なものになると期待する。

2 江田島バス株式会社

(1) 団体の概要

所在地	江田島市大柿町飛渡瀬 80 番地 1		
創立	昭和 62 年 12 月 9 日（平成 20 年 4 月 1 日社名変更）		
資本金及び 資本剰余金	資本金	1 億円	
	資本剰余金	1 億 7 千万円	合計 2 億 7 千万円
発行済株式 総数	5,400 株		
株主	株主名	所有数	所有比率
	江田島市	5,280 株	97.78%
	株式会社広島銀行	40 株	0.74%
	自己株式(江田島バス)	80 株	1.48%
役員員	代表取締役	1 名	
	常務取締役	1 名	
	取締役（非常勤）	1 名	
	監査役（非常勤）	1 名	
	従業員 総務課	1 名	
	運行課	22 名（うち管理職 1 名・嘱託 11 名）	
	（令和 6 年 9 月 30 日現在）		
沿革	昭和 62 年 12 月 9 日に能美バス株式会社として発足後、昭和 63 年 4 月 8 日に営業を開始した。呉市交通局江能線（江田島・大柿地区）の撤退に伴い、当該路線及び能美バス路線（沖美・能美地区及び大柿地区の一部）を引き継いで、平成 20 年 4 月 1 日に、江田島バス株式会社と社名変更した。国内旅行業は平成 19 年 3 月 31 日に、海運部は平成 24 年 3 月 31 日に廃止となった。令和元年 12 月 9 日に、大柿町飛渡瀬に本社を移転した。		
事業	一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス） 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス・スクールバス）		

(2) 経営の状況

ア 損益計算書

（単位：円）

項目	第 3 5 期	第 3 6 期
	R3. 10. 1～R4. 9. 30	R4. 10. 1～R5. 9. 30
純売上高	107,250,531	114,832,624

普通運賃	42,228,273	45,389,051
定期運賃	28,070,377	28,389,271
貸切運賃	36,306,929	40,454,753
広告料	370,000	310,000
受取手数料	274,952	289,549
販売費及び一般管理費	215,857,868	207,916,699
人件費	135,889,265	129,536,567
軽油費	18,765,988	19,409,940
修繕費	13,072,420	14,356,611
保険料	2,086,300	2,458,090
減価償却費	29,667,276	25,793,615
その他	16,376,619	16,361,876
営業利益（△は営業損失）	△ 108,607,337	△ 93,084,075
営業外収益	97,836,751	107,937,215
受取利息	2,357	2,365
受取補助金	97,601,000	107,839,800
雑収入	233,394	95,050
営業外費用	53	10
雑損失	53	10
経常利益（△は経常損失）	△10,770,639	14,853,130
特別利益	14,171,566	12,219,776
固定資産売却益	140,820	829,279
貸倒引当金戻入益	32,446	33,497
受取補助金	13,998,300	11,357,000
特別損失	3	0
固定資産除却損	3	0
税引前当期純利益（△は損失）	3,400,924	27,072,906
法人税、住民税及び事業税	296,859	8,196,859
当期純利益（△は当期純損失）	3,104,065	18,876,047

イ 貸借対照表

(単位:円)

項 目	第35期	第36期
	R3. 10. 1~R4. 9. 30	R4. 10. 1~R5. 9. 30
流動資産	230,517,936	235,923,040

現金及び預金	222,632,889	227,345,105
貯蔵品	206,000	196,000
立替金	0	580,491
未収入金	7,092,144	7,836,987
未収還付税金	620,400	0
貸倒引当金	△ 33,497	△35,543
固定資産	100,504,871	113,544,795
有形固定資産	96,788,133	111,046,949
建物	17,552,757	16,637,332
建物付属設備	5,738,528	5,238,984
構築物	7,214,448	6,144,633
機械装置	0	10,403,250
車両運搬具	18,993,796	34,746,910
工具器具備品	745,056	634,176
リース資産	46,543,548	37,241,664
無形固定資産	3,198,808	1,896,376
ソフトウェア	1,123,336	743,336
システム分担金	2,075,472	1,153,040
投資その他資産	517,930	601,470
リサイクル預託金	517,930	601,470
繰延資産	90,000	50,000
加盟金	90,000	50,000
資産の部合計	331,112,807	349,517,835
流動負債	8,628,204	19,856,345
未払金	7,379,617	9,392,527
源泉預り金	223,674	247,096
社保預り金	395,813	500,822
住民税預り金	332,600	201,600
未払法人税等	296,500	8,196,500
未払消費税等	0	1,317,800
固定負債	46,796,640	35,097,480
リース債務	46,796,640	35,097,480
負債の部合計	55,424,844	54,953,825
株主資本	275,687,963	294,564,010

資本金	100,000,000	100,000,000
資本金	100,000,000	100,000,000
資本剰余金	170,000,000	170,000,000
資本金減少差益	170,000,000	170,000,000
利益剰余金	7,767,963	26,644,010
繰越利益剰余金	7,767,963	26,644,010
自己株式	△ 2,080,000	△ 2,080,000
自己株式	△ 2,080,000	△ 2,080,000
純資産の部合計	275,687,963	294,564,010
負債及び純資産の部合計	331,112,807	349,517,835

第35期決算による財務状況は、資産では流動資産230,517,936円（うち現金及び預金222,632,889円、未収入金7,092,144円）、固定資産100,504,871円、資産合計331,112,807円となっている。これに対して負債・純資産は、流動負債8,628,204円、固定負債は46,796,640円、純資産は275,687,963円である。

財務の流動性、安全性をみるための財務比率は、流動比率2,671.7%（200%以上が理想）で資金繰りについては良好であり、当座比率2,662.1%（100%以上が望ましい）と支払資金の調達についても良好な状態である。

損益については、純売上高107,250,531円で、これに対して販売費及び一般管理費215,857,868円で、差引108,607,337円の経費超過となっている。販売費及び一般管理費の主なものは、人件費135,889,265円、減価償却費29,667,276円、軽油費18,765,988円となっている。

第36期決算による財務状況は、資産では流動資産235,923,040円（うち現金及び預金227,345,105円、未収入金7,836,987円）、固定資産113,544,795円、資産合計349,517,835円となっている。これに対して負債・純資産は、流動負債19,856,345円、固定負債は35,097,480円、純資産は294,564,010円である。

財務の流動性、安全性をみるための財務比率は、流動比率1,188.1%（200%以上が理想）で資金繰りについては良好であり、当座比率1,184.2%（100%以上が望ましい）と支払資金の調達についても良好な状態である。

損益については、純売上高114,832,624円で、これに対して販売費及び一般管理費207,916,699円で、差引93,084,075円の経費超過となっている。販売費及び一般管理費の主なものは、人件費129,536,567円、減価償却費25,793,615円、軽油費19,409,940円となって

いる。

(3) 財政援助等の内容監査結果

ア 江田島バス株式会社出資金

出資金現在高	団体監査	所管課監査	市の所管課
264,000,000 円 (H27.10 から変動なし)	令和 7 年 1 月 15 日 団体事務所(本社)	令和 6 年 12 月 23 日 市役所本庁	企画振興課

(ア) 事業の状況

一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス事業）については、第 35 期（R3.10.1～R4.9.30）は、市内 5 路線 29 系統（うち切串・秋月の 2 路線は休止中）で、バスの走行実績は、乗合、みなし 4 条合わせて、513,941.6km、第 36 期（R4.10.1～R5.9.30）は、市内 5 路線 20 系統（うち切串・秋月の 2 路線は休止中）で、バスの走行実績は、乗合、みなし 4 条合わせて、462,332.4km の旅客運送を行っている。

一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）は、研修、レクリエーション、葬儀等でマイクロバス又はバスの一般貸切り運行を行っている。スクールバスは、市教育委員会との運転業務委託契約によるものである。

※みなし 4 条：一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）の許可を受けている事業者を、一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス事業）について道路運送法第 4 条第 1 項の許可を得たとみなすことができる路線のことを指す。

(イ) 監査の結果

- a 本市は、江田島バス株式会社に出資しており、総株式の 97.78% の 5,280 株を所有している。所有株式数は、平成 27 年 10 月から変動していない。この株券は、市会計管理者が適正に保管している。
- b 江田島バス株式会社に対しては、前身の能美バス株式会社設立時に旧町が出資し、その後路線の一元化に対して市が出資しているが、目的に沿った交通事業者としての事業運営が行われている。
- c 本市長が副市長時代から非常勤取締役になっており、開催された取締役会での各種審議を通して出資者としての権利行使が行われている。また、株主として、株主総会に出席し議決権を行使している。
- d 所管課は総会にオブザーバーとして出席している。

- e 定款・規約・諸規程等はすべて整備されている。
- f 会計諸帳簿等と証拠書類に不明な点は見当たらない。
- g 期首及び期末における現預金の残高は、現金出納簿及び預金通帳に記載された金額と相違ないことを確認した。

(ウ) 監査意見

a 団体（江田島バス）

(a) 指摘事項 なし

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

(c) 総括 ・会社法（平成17年法律第86号）第363条第2項において取締役会は3か月に1度行うよう定められているのに対して、第36期（R4. 10. 1～R5. 9. 30）においては2度しか取締役会が行われていないことは、法令違反である。その後令和5年11月27日の株主総会で取締役非設置会社に定款変更している。

・飛渡瀬の営業所の敷地・建物については、購入を前提として令和元年に市と賃貸借契約を締結している。賃借料は補助金の対象経費にもなる。購入については改めて所管課と協議することを要望する。

b 所管課（企画振興課）

(a) 指摘事項 なし

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

(c) 総括 ・飛渡瀬の営業所の敷地・建物については、購入を前提として令和元年に団体と賃貸借契約を締結している。賃借料は補助金の対象経費にもなる。購入については改めて団体と協議することを要望する。

イ 生活交通路線維持費補助金

令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	団体監査	所管課監査	市の所管課
62,737,000 円	70,123,000 円	令和7年1月15日 団体事務所(本社)	令和6年12月23日 市役所本庁	企画振興課

(ア) 補助の状況

市は、市民にとって必要不可欠な生活交通路線の運行の確保を図り、市民の生活交通手段を確保することを目的として、乗合バス事業者に補助金を交付している。

市の助成以外には国と県の補助制度があるものの、原則的に広域的・幹線路線を補助対象としているため、これ以外の路線で江田島市広域的生活バス交通確保計画に位置付けられている路線を補助対象路線としている。

対象路線ごとに経常収益と経常費用の差額（赤字路線分）から広域生活交通路線確保維持費補助金交付額（市・県）を減じた額を補助している。

実際は、令和4年度、令和5年度ともに経常費用と経常収益の差額に特別利益を含めて補助していた。（補助の額は減る）

(イ) 監査の結果

- a 補助金等交付申請書及び実績報告書の提出時期、請求金額、受領金額は適正に処理されている。
- b 補助金の交付等事務について、指摘事項を除きおおむね適正に執行されている。

(ウ) 監査意見

- a 団体（江田島バス）
 - (a) 指摘事項 なし
 - (b) 法第199条第10項の規定による意見 なし
- b 所管課（企画振興課）
 - (a) 指摘事項 補助対象経費について、市の要綱と実態が合致していない。
要綱と実態を一致させるよう求める。
 - (b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

ウ 広域生活交通路線確保維持費補助金

令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	団体監査	所管課監査	市の所管課
12,121,000 円	4,406,000 円	令和7年1月15日 団体事務所(本社)	令和6年12月23日 市役所本庁	企画振興課

(ア) 補助の状況

広島県バス運行対策費等補助金交付要綱に規定する広域生活交通路線（補

助対象期間の末日まで運行している路線)で江田島市広域的生活バス交通確保計画に位置付けられている路線を補助対象路線としている。対象路線ごとの経常収益と経常費用の差額(赤字路線分、条件あり)を補助している。

(市1/2・県1/2)令和4年度に比べ令和5年度の交付額が低くなっているのは、期中の路線変更により廃止された路線が補助対象路線にならなかったことによるものである。

(イ) 監査の結果

a 補助金等交付申請書及び実績報告書の提出時期については、令和4年度の交付申請において申請期限の超過が見られたが、新型コロナウイルス感染症に関連した要件緩和による特例的なものであり、それ以外の提出時期、請求金額、受領金額は適正に処理されている。

b 補助金の交付等事務について、指摘事項を除きおおむね適正に執行されている。

(ウ) 監査意見

a 団体(江田島バス)

(a) 指摘事項 なし

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

b 所管課(企画振興課)

(a) 指摘事項 提出期限については市の要綱と実態が合致していない。
特例的なものであってもその都度要綱を一部改正するよう求める。

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

エ 公共交通支援事業費補助金

令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	団体監査	所管課監査	市の所管課
3,300,000円	3,200,000円	令和7年1月15日 団体事務所(本社)	令和6年12月23日 市役所本庁	企画振興課

(ア) 補助の状況

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の交通事業者に、利用者の回復のために実施した取組に要した経費を補助し、もって市内の公共交通を維持することを目的とした補助金である。補助金額は1事業者当たり1

00万円と運行車両台数に依拠し交付している。

令和4年度は事業費3,517,000円に対して3,300,000円の補助を行い、令和5年度は事業費4,127,000円に対して3,200,000円の補助を行った。

(イ) 監査の結果

- a 補助金等交付申請書及び実績報告書の提出時期、請求金額、受領金額は適正に処理されている。
- b 補助金の交付等事務について、おおむね適正に執行されている。
- c 補助金は、目的に沿い、出納その他の事務についておおむね適正に執行されている。

(ウ) 監査意見

- a 団体（江田島バス）
 - (a) 指摘事項 なし
 - (b) 法第199条第10項の規定による意見 なし
- b 所管課（企画振興課）
 - (a) 指摘事項 なし
 - (b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

エ 原油価格高騰対策緊急支援金

令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	団体監査	所管課監査	市の所管課
3,000,000円	1,300,000円	令和7年1月15日 団体事務所(本社)	令和6年12月23日 市役所本庁	企画振興課

(ア) 支援の状況

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う減収に加え、燃料価格高騰の影響を受けている交通事業者に対し、経営への悪影響を軽減するための支援金を交付したものの。対象経費は事業に必要な燃料費で、実績報告は求めている。

(イ) 監査の結果

- a 補助金等交付申請書の提出時期、請求金額、受領金額は適正に処理され

ている。

b 補助金の交付等事務について、おおむね適正に執行されている。

(ウ) 監査意見

a 団体（江田島バス）

(a) 指摘事項 なし

(b) 第199条第10項の規定による意見 なし

b 所管課（企画振興課）

(a) 指摘事項 なし

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

(6) まとめ

江田島バス株式会社は、江田島市唯一のバス会社であり、地域に必要不可欠な交通インフラを維持している公益性の高い企業である。

令和4年度12月より大幅なダイヤ改正が行われ、特に中町棧橋における航路との接続の改善を行った。現在は大柿～中町棧橋の経路については赤字であるが、柔軟に学生等利用者の需要を取り入れ小用～大柿間に並ぶ幹線となるよう引き続き利便性改善とその周知が必要である。

また、令和7年3月の「PASPY」廃止に伴い、新たに「ICOCA」を導入する。引き続き利用者の利便性向上を期待する。

3 社会福祉法人江田島市社会福祉協議会

(1) 団体の概要

所在地	江田島市能美町鹿川 2060 番地
設立	平成 16 年 11 月 1 日
役員	会長 1 名 副会長 1 名 理事 11 名 (会長・副会長を含む) 監事 2 名 (令和 6 年度)
評議員	16 名
職員	事務局長 1 名 事務局次長 1 名 正規職員 46 名 (事務局次長を含む) 臨時職員 55 名 (令和 6 年 4 月 1 日現在)
沿革	社会福祉法人江田島市社会福祉協議会の設立前は、旧四町で社会福祉協議会が存立していたが、新市誕生と同時に合併して設立されたものである。
目的	江田島市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。
事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 4 1 から 3 のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 5 保健医療、教育その他社会福祉と関連する事業との連絡 6 共同募金事業への協力 7 居宅介護等事業の経営 8 老人デイサービス事業の経営 9 老人介護支援センターの経営 10 福祉用具貸与事業の経営 11 特定福祉用具販売事業の経営 12 居宅介護支援事業の経営 13 介護予防訪問介護事業の経営 14 介護予防通所介護事業の経営

15	介護予防福祉用具貸与事業の経営
16	特定介護予防福祉用具販売事業の経営
17	福祉サービス利用援助事業
18	障害福祉サービス事業の経営
19	相談支援事業の経営
20	移動支援事業の経営
21	生活困窮者自立支援事業の受託経営
22	心配ごと相談事業
23	成年後見事業
24	無料職業紹介事業
25	地域包括支援センターブランチの受託経営
26	生活支援体制整備事業
27	その他この法人の目的達成のため必要な事業

(2) 経営の状況

ア 資金収支計算書 (法人運営事業)

(単位：円)

項目	令和4年度	令和5年度
I 事業活動による収支		
1 収入		
寄付金収入	0	4,000,000
経常経費補助金収入	37,055,000	37,067,931
うち市補助金収入	37,000,000	37,000,000
受託金収入	550,000	550,000
負担金収入	9,810,475	14,914,352
受取利息配当金収入	865	845
その他の収入	1,749,164	1,745,964
事業活動収入計 (1)	49,165,504	58,279,092
2 支出		
人件費支出	60,850,773	60,064,246
事業費支出	205,390	329,809
事務費支出	4,759,068	7,117,693
負担金支出	47,000	47,000
その他の支出	489,600	0
事業活動支出計 (2)	66,351,831	67,558,748
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	△17,186,327	△ 9,279,656

Ⅱ 施設整備等による収支		
1 収入		
施設整備等収入計 (4)	0	0
2 支出		
施設整備等支出計 (5)	1,136,540	1,077,120
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	△1,136,540	△1,077,120
Ⅲ その他の活動による収支		
1 収入		
事業区分間繰入金収入	7,611,200	6,241,800
拠点区分間繰入金収入	8,147,200	7,811,400
サービス区分間繰入金収入	681,600	0
その他の活動による収入	4,475,476	2,915,676
その他の活動収入計 (7)	20,915,476	16,968,876
2 支出		
基金積立資産支出	172	172
積立資産支出	65	4,000,065
サービス区分間繰入金支出	681,600	0
その他の活動による支出	1,599,000	1,608,880
その他の活動支出計 (8)	2,280,837	5,609,117
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	18,634,639	11,359,759
予備費支出 (10)	0	0
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	311,772	1,002,983
前期未支払資金残高 (12)	8,355,964	8,667,736
当期未支払資金残高 (11)+(12)	8,667,736	9,670,719

イ 貸借対照表 (法人運営事業)

(単位:円)

項 目	令和4年度	令和5年度
資産の部		
流動資産		
現金預金	8,292,872	9,842,935
未収金	1,593,192	2,076,637
流動資産計	9,886,064	11,919,572
固定資産		
固定資産計	67,725,242	74,216,119
基本財産		
定期預金	1,000,000	1,000,000

基本財産計	1,000,000	1,000,000
その他の固定資産		
車輛運搬具	21,814	8
器具及び備品	1,214,654	1,398,616
無形リース資産	0	3,635,280
投資有価証券	10,000	10,000
退職手当積立基金預け金	35,249,764	32,759,368
県互助会退職金預け金	9,308,200	10,491,800
福祉基金積立資産	8,619,860	8,620,032
財政調整積立資産	4,300,950	8,301,015
備品等購入積立資産	5,000,000	5,000,000
車輛積立資産	3,000,000	3,000,000
その他の固定資産計	66,725,242	73,216,119
資産合計	77,611,306	86,135,691
負債の部		
流動負債		
1年以内返済予定リース債務	0	807,840
未払費用	1,218,328	2,248,853
賞与引当金	3,788,840	4,294,800
流動負債計	5,007,168	7,351,493
固定負債		
リース債務	0	2,827,440
退職給付引当金	54,634,828	50,706,428
県互助会退職給付引当金	9,308,200	10,491,800
固定負債計	63,943,028	64,025,668
負債合計	68,950,196	71,377,161
純資産の部		
福祉基金	8,619,860	8,620,032
財政調整積立金	4,300,950	8,301,015
備品等購入積立金	5,000,000	5,000,000
車輛積立金	3,000,000	3,000,000
次期繰越活動増減差額	△ 12,259,700	△ 10,162,517
(うち当期活動増減差額)	2,040,186	6,097,420
純資産合計	8,661,110	14,758,530
負債及び純資産合計	77,611,306	86,135,691

(3) 財政援助等の内容と監査結果

ア 江田島市社会福祉協議会事業運営補助金

令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	団体監査	所管課監査	市の所管課
37,000,000円	37,000,000円	令和7年1月21日 団体事務所	令和6年12月20日 市役所本庁	社会福祉課

(ア) 事業の状況

江田島市社会福祉協議会の事業は、社会福祉事業区分（法人運営事業、地域福祉事業、在宅福祉事業）と公益事業区分（公益事業）に分類されている。補助事業分としては、社会福祉事業区分の法人運営事業が当たる。

a 江田島市社会福祉協議会事業運営補助金は、人件費の補助で、令和4年度は、事務局長、事務局次長、外職員7名分の人件費、令和5年度は、事務局長、事務局次長、外職員8名分を補助している。なお、他事業を兼務する職員の人件費は、他事業負担分について減額されている。

b 事業についての実績は次表のとおり

江田島市社会福祉協議会の事業（事業実績報告分）		
事業	令和4年度	令和5年度
組織運営	理事会、評議員会、監事会、職員会議、各種会議・研修等	理事会、評議員会、監事会、職員会議、各種会議・研修等
地域福祉・総合相談支援事業		
ふれあいサロン・お茶の間サロン事業	・ふれあいサロンの運営支援 ・サロン通信の発行（5月、7月、1月、3月） ・お茶の間サロンの運営支援	・ふれあいサロンの運営支援 ・サロン通信の発行（4月、8月、1月） ・お茶の間サロンの運営支援
権利擁護事業（権利擁護センターえたじま）	相談件数165件	相談件数123件
法人による成年後見事業	利用者数18名、延件数528回	利用者数22名、延件数657回
福祉サービス利用援助事業「かけはし」（市補助金）	利用者数71名、延件数3,612回	利用者数66名、延件数3,175回
ボランティア事業（えがおえたじま応援センター）	ボランティア登録人数106名（うちしおかぜさん96名） ・しおかぜネットつながりづくり交流会開催（参加者19名） ・プラチナ大学江田島市校を4回開催 ・孫育てセミナー（市子育て支援課と共催） ・江田島市内におけるボランティアアンケート調査（回答17団体） ・特技ボランティア（登録者数73名・依頼件数31件） ・小中学校における福祉教育の支援 ・地区社協におけるボランティア活動の支援（江田島町13地区で友愛訪問、給食配膳、敬老事業等） ・高齢者介護者の会の支援（定例会に加え勉強会やピクニックなどの交流会を開催）	ボランティア登録人数112名（うちしおかぜさん99名） ・しおかぜネットつながりづくり交流会開催（参加者26名） ・小中学校における福祉教育の支援 ・特技ボランティア（登録者数93名・依頼件数25件） ・地区社協におけるボランティア活動の支援（江田島町13地区で友愛訪問、給食配膳、敬老事業等） ・高齢者介護者の会の支援（参加者の高齢化、担い手不足もあり来年度からはふれあいサロンとして行っていくとして、終了） ・プラチナ大学江田島市校を4回開催 ・地域の担い手養成講座（2回開催）
しおかぜネット（オール広島ささえあいネット）	活動実績1,686件	活動実績1,192件
被災者生活サポートボランティアネットワーク	・ITを活用した被災者生活サポートボランティアセンターの運営 ・推進マニュアルの改訂	・推進会議1回（感染症拡大により3年ぶり） ・久留米市災害ボランティアセンター運営支援 ・能登半島震災の復旧支援 ・被災者生活サポートボランティアセンター運営シミュレーション研修 ・えたじま災ボラ勉強会の開催
安心生活創造推進事業	・小地域テーブル会議の開催 ・えたじま見守り支援ネットワーク（利用者8人） ・江田島市買い物支援事業	・小地域テーブル会議の開催 ・えたじま見守り支援ネットワーク（利用者9人） ・江田島市買い物支援事業
心配ごと相談事業	江田島4件、能美9件、沖美2件、大柿2件、合計17件	江田島3件、能美14件、沖美3件、大柿2件、合計22件
弁護士による無料法律相談	1回目8件、2回目4件、3回目13件	1回目13件、2回目12件、3回目14件
無料職業紹介所（市補助金）平成28年4月開所	求職者数61名、求人数255名、求人倍率4.2倍、相談件数862件、紹介件数97件、就職件数51件	求職者数59名、求人数216名、求人倍率3.66倍、相談件数721件、紹介件数63件、就職件数32件

(イ) 監査の結果

- a 補助金等交付申請書及び実績報告書の提出時期、請求金額、受領金額は適正に処理されている。
- b 補助金の交付等事務についておおむね適正に執行されている。

- c 事業計画書及び予算書並びに事業報告書及び決算書は、江田島市へ提出された補助金等交付申請書、実績報告書の数値と指摘事項以外は相違ない。
- d 補助金は、目的に沿い、出納その他の事務についておおむね適正に執行されている。
- e 定款・規約・諸規程等はすべて整備されており、規程に基づいた事務が行われている。
- f 期首及び期末における現預金の残高は、現金出納簿及び預金通帳に記載された金額と相違ないことを確認した。
- g 所管課として指導監督が適切に行われている。

(ウ) 監査意見

a 団体（社会福祉協議会）

(a) 指摘事項 なし

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

(c) 総括 令和5年度について実績報告を概算額でされていたが、今後は人件費の総額について確定後、所管課へ提出するよう要望する。

b 所管課（社会福祉課）

(a) 指摘事項 なし

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

イ 江田島市社協無料職業紹介事業補助金

令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	団体監査	所管課監査	市の所管課
2,470,000円	2,470,000円	令和7年1月21日 団体事務所	令和6年12月20日 市役所本庁	交流観光課

(ア) 事業の状況

江田島市社協無料職業紹介所は、市内にハローワークがないことから社会福祉協議会がハローワークの求人情報等を利用して、求職者の相談や求人情報の紹介等の就労支援業務を行っている。

令和4年度は事業費4,732,625円に対して2,470,000円、令和5年度は事業費円に4,906,414円対して2,470,000円の補助を行った。

(イ) 監査の結果

- a 補助金等交付申請書及び実績報告書の提出時期、請求金額、受領金額は適正に処理されている。
- b 補助金の交付等事務についておおむね適正に執行されている。
- c 事業計画書及び予算書並びに事業報告書及び決算書は、江田島市へ提出された補助金等交付申請書、実績報告書の数値と相違ない。
- d 補助金は、目的に沿い、出納その他の事務についておおむね適正に執行されている。
- e 所管課として指導監督が適切に行われている。

(ウ) 監査意見

- a 団体（社会福祉協議会）
 - (a) 指摘事項 なし
 - (b) 法第199条第10項の規定による意見 なし
- b 所管課（社会福祉課）
 - (a) 指摘事項 なし
 - (b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

ウ 江田島市社会福祉施設等支援金

令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	団体監査	所管課監査	市の所管課
660,000円	1,320,000円	令和7年1月21日 団体事務所	令和6年12月20日 市役所本庁（社会福祉 課より説明）	高齢介護課 社会福祉課 保健医療課

(ア) 支援の状況

コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市内の医療・介護・福祉施設に対し、運営に係る経費の負担を軽減するための支援金を交付したものの、対象経費は施設等の事業運営経費のみで、実績報告は求めていない。

(イ) 監査の結果

- a 補助金等交付申請書の提出時期、請求金額、受領金額は適正に処理されている。
- b 補助金の交付等事務について、おおむね適正に執行されている。

(ウ) 監査意見

a 団体（社会福祉協議会）

（a）指摘事項 なし

（b）法第199条第10項の規定による意見 なし

b 所管課（社会福祉課）

（a）指摘事項 なし

（b）法第199条第10項の規定による意見 なし

(5) まとめ

今後とも「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現に向け、市の行政と社会福祉協議会が一体となり地域福祉の増進に努めていただきたい。

4 一般社団法人江田島観光協会

(1) 団体の概要

所在地	江田島市大柿町飛渡瀬 76 番地 1
設立	平成 17 年 4 月 25 日
会員数	(令和 7 年 1 月 21 日現在) 96 名
役員等	代表理事 1 名 理事 11 名 専務理事 1 名 監事 2 名 事務局長 1 名 職員 5 名 地域おこし協力隊 2 名 (令和 6 年 6 月 25 日現在)
沿革	旧江田島町、旧能美町、旧沖美町、旧大柿町の合併による新市誕生により、平成 17 年 4 月 25 日、旧四町の観光協会が合併して、江田島市観光協会が設立された。令和 3 年 4 月 1 日付けで「任意団体」から「一般社団法人」となった。令和 6 年 12 月 16 日に大柿町飛渡瀬へ本所を移転した。
目的	江田島市の観光資源の広報宣伝及び開発を図り、主体的に観光事業の健全な発展に寄与することを目的としている。
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の誘致及び接遇の改善促進に関すること。 ・観光資源の保護及び開発に関すること ・郷土の産業の紹介及び特産品の紹介に関すること ・観光に関する調査及び研究に関すること ・特産品等観光客の需要に応じた販売等に関すること ・インターネットによる商品の販売に関すること ・旅行業法に基づく旅行業に関すること ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業に関すること

(4) 経営の状況

ア 収支決算書 (公益事業・収益事業)

(単位：円)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1 収入の部		

(1) 補助金等収入	20,216,602	18,583,000
市補助金	20,216,602	18,583,000
運営補助金	15,680,000	18,583,000
特産品販売事業補助金	4,536,602	0
(2) 会費等収入	500,864	418,398
会費	460,500	394,500
雑収入	40,364	23,898
(3) 事業収入	6,805,706	6,358,836
① 公益事業	3,057,146	0
フォトコンテスト	0	0
イベント助成事業	0	0
観光案内事業	0	0
観光アシスト	0	0
出店調整	0	—
公益広報	0	0
特産品販売事業	3,000,446	—
ふれあい産業まつり	16,500	0
その他	40,200	0
② 収益事業	3,748,560	6,358,836
旅行業	1,120,659	43,046
Sokoiko!	0	—
Otsukai!	41,000	—
術科特別見学	0	—
レンタサイクル	2,448,901	2,565,461
えたじまものがたり博覧会	138,000	3,643,055
出店調整	—	107,274
(4) 当期収入の部の合計 (1) + (2) + (3)	27,523,172	25,360,234
(5) 繰入金	3,542,000	0
(6) 前期繰越収支差額	8,618,818	11,634,004
収入の部の全体合計 (4) + (5) + (6)	39,683,990	36,994,238
2 支出の部		
(1) 事業費用	14,020,363	7,138,157
① 公益事業	10,643,938	2,793,344
フォトコンテスト	228,966	213,246
イベント助成事業	930,375	988,466
観光案内事業	373,296	399,298

観光アシスト	583,489	210,177
出店調整	221,402	—
公益広報	768,033	982,157
特産品販売事業	7,537,048	0
ふれあい産業まつり	1,329	0
② 収益事業	3,376,425	4,344,813
旅行業	769,128	170,243
Sokoiko! (R5 は旅行業に包括)	0	—
Otsukai! (R5 は旅行業に包括)	144,360	—
術科特別見学	0	0
レンタサイクル	2,281,433	1,782,763
えたじまものがたり博覧会	181,504	2,007,016
出店調整	—	384,791
(2) 管理費	14,029,623	15,454,133
人件費	9,849,057	10,760,894
福利厚生費	1,502,303	1,736,447
通信運搬費	104,618	211,328
消耗品費	320,224	562,008
水道光熱費	0	0
修繕費	0	0
印刷製本費	0	0
燃料費	0	0
旅行交通費	0	8,263
リース料	490,769	309,397
保険料	71,590	0
租税公課	75,350	373,538
負担金	169,000	216,800
支払手数料	63,140	55,463
委託料	1,261,030	1,111,056
会議費	4,494	7,821
減価償却費	83,214	83,214
研修費	0	16,904
雑費	34,834	1,000
(3) 当期支出の部の合計 (1) + (2)	28,049,986	22,592,290
(4) 当期収支差額 収入 (4) - 支出 (3)	△526,814	2,767,944
(5) 引当金	0	0

(6) 予備費	0	0
(7) 予算修正額	0	0
(8) 次期繰越収支差額	11,634,004	14,401,948
支出の部の全体合計	39,683,990	36,994,238

イ ふるさと交流館収支決算書（指定管理部門）

（単位：円）

項 目	令和4年度	令和5年度
1 収入の部		
(1) 事業収入・補助金収入	5,874,127	6,403,006
① 収益事業	2,960,261	3,496,350
商品売上	2,053,539	2,500,933
通販売上	255,514	235,589
出店売上	444,251	526,892
喫茶売上	206,957	232,936
② 委託事業（補助金収入）	2,900,000	2,900,000
指定管理料	2,900,000	2,900,000
③ その他	13,866	6,656
手数料売上	13,866	6,656
(2) 雑収入	42	6,652
宅配手数料・利息	42	6,652
(3) 当期収入の部の合計（1）＋（2）	5,874,169	6,409,658
(4) 前期繰越収支差額	4,290,641	1,708,994
収入の部の全体合計	10,164,810	8,118,652
2 支出の部		
(1) 事業費用	3,697,106	4,215,669
① 収益事業	2,258,704	2,665,451
商品仕入	2,189,422	2,532,766
喫茶仕入	69,282	132,685
② 委託事業	1,438,402	1,550,218
通信運搬費	180,927	231,756
消耗品什器備品費	0	0
消耗品費	123,245	199,477
修繕費	0	0
旅費	0	0
水道光熱費	901,408	794,320
保険料	4,100	4,100
租税公課	0	76,465
支払負担金	0	0

支払手数料	43,114	48,596
委託費	185,608	195,504
広告宣伝費	0	0
雑費	0	0
(2) 一般管理費	1,216,710	1,266,316
① 給与手当	1,204,568	1,248,758
② 福利厚生費	12,142	17,558
(3) 当期支出の部の合計 (1) + (2)	4,913,816	5,481,985
(4) 当期収支差額 収入 (3) - 支出 (3)	960,353	927,673
(5) 予備費	0	0
(6) 引当金	3,542,000	0
(7) 修正額	0	—
(8) 次期繰越金収支差額	1,708,994	2,636,667
支出の部の全体合計	10,164,810	8,118,652

ウ 貸借対照表

項 目	令和4年度	令和5年度
資産の部		
流動資産		
現金	194,027	302,910
預金	12,739,410	13,775,582
商品	213,446	192,948
売掛金	38,337	37,908
前払費用	0	210,672
未収入金	0	3,910,500
流動資産計	13,185,220	18,430,520
固定資産		
建物	440,105	356,891
ソフトウェア	0	2,675,650
固定資産計	440,105	3,032,541
資産合計	13,625,325	21,463,061
負債の部		
未払金	45,928	4,060,242
預り金	124,800	71,499
買掛金	111,599	158,305
未払消費税等	0	134,400

	負債計	282,327	4,424,446
純資産の部			
	公益・収益事業次期繰越金	11,634,004	14,401,948
	指定管理次期繰越金	1,708,994	2,636,667
	純資産合計	13,342,998	17,038,615
	負債及び純資産合計	13,625,325	21,463,061
	負債及び純資産合計	77,611,306	86,135,691

(3) 財政援助等の内容と監査結果

ア 江田島市観光協会事業補助金

令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	団体監査	所管課監査	市の所管課
15,680,000円	18,583,000円	令和7年1月21日 団体事務所	令和6年12月20日 市役所本庁	交流観光課

(ア) 事業の状況

a 主要事業

- (a) 江田島市フォトコンテスト（令和4年度115点・令和5年度110点応募、いずれも6点入賞、市内各所で巡回展示を実施）
- (b) イベント助成金（江田島市内各地域で行われている行事に対する助成金・協賛品の提供）
- (c) 観光案内所運営 小用港で毎週土、日及び祝日に開設、年間利用者令和4年度879人、104日開設・令和5年度903人、117日開設（令和6年7月に閉鎖）
- (e) 観光アシスタント派遣（派遣実績令和4年度5件・令和5年度13件）
- (f) 出店調整（オータムフェスタの出店調整）
- (g) 公益広報活動（SNSやHPを活用し、江田島市の魅力や観光情報を発信、訪問者令和5年度153,000名）
- (h) ふれあい産業まつり（広島MIKANマラソン大会共催）
- (i) カーシェア実証実験（令和4年度：小用港1台、中町港2台・令和5年度：小用港2台、中町港2台、切串港2台）
- (j) えたじまウォーキング（実行委員会主催、毎年3月開催、参加人数：令和4年度181人・令和5年度217人）

(イ) 監査の結果

- a 補助金等実績報告書の提出時期について、令和4年度、令和5年度ともに遅延している。請求金額、受領金額は適正に処理されている。
- b 定款・規約・諸規程等はすべて整備されているが、定めた規約等が遵守されていない。
- c 令和4年度の期末における現預金の残高が、決算書と異なる。
- d 所管課長が団体の理事に就任しているが、管理監督ができていない。所管課としての指導監督ができていない。

(ウ) 監査意見

a 団体（観光協会）

(a) 指摘事項

- ・令和4年度決算において、現預金の残高が決算額と一致しない。通帳の記載もれが原因であったが、今後は残高証明をとって決算書を作成すること。
- ・総会資料について、令和4年度予算書は前期繰越収支差額（繰越金）の金額を誤って記載し、令和4年度決算書は理事会資料をそのまま転載したことによる不備があった。総会資料の確認を確実に行うこと。また、総会資料配布後の資料内容修正は、正誤表を作成して配布し説明すべきである。
- ・令和5年度予算において、理事会の承認を得ていない出店調整の予算区分変更、承認を得たことを記載した書面のない流用があった。会計規程に沿った事務の執行を求める。また根拠書類を残すこと。
- ・補助金について、令和5年度は次年度の「えたじまーれ」の開設を理由に補助金を返還せずに繰越を行っていた。補助金は、当該年度の対象事業について補助を行うものであり、次年度に支出が見込まれるからと返還が免除されるものではない。予定よりも対象事業支出が抑えられた場合は、返還を行うべきである。
- ・総会及び理事会の議事録が作成されていないことがある。確実に整備すること。
- ・書類管理について、会計伝票・起案書・タイムカード等紛失しているものが多い。書類の作成、整理、管理を徹底し、文書規程に定められた保存年限を守ること。
- ・データ管理について、令和5年度の給与データを誤って一部削除している。適正なデータ管理を求める。

・職員において多額の立替払が常となっており、令和4年度に領収書のない支出が数件あった。領収書が添付できない理由を明確にすること。原則、検品と領収書の添付を確実にすること。また、立替払のルールを決めて守ること。

・職員の雇入通知書について、職員の休日出勤の有無、休日出勤の時間外手当の割合が現状と合っていないので、内容を見直すこと。また、臨時職員の雇入期間は1年更新であるが、「期間の定めなし」として数年間更新していない。更新する場合は、毎年雇入通知書を発行すること。

・令和4年度及び令和5年度の職員給与において、雇用保険の法定負担割合を適時に変更していないことやタイムカードの転記ミスにより、本来支払われるべき金額が支払われていない。その後法定負担割合の変更は行われているが、差額調整がされていないので、整理して調整すること。

・会計処理について、令和4年度の「会費収入」に、会費ではない「特産品販売事業収入」（別補助金分）90,000円を算入している。また、「指定管理事業のふるさと交流館販売収入」（別会計）82,908円を特産品販売事業収入へ年度末に部門振替により移動させ、ふるさと交流館販売収入を不当に減じている。さらに、「会費収入」に本来生じている未収入金を貸借対照表に計上せず、会計上は未収債権がない。不適切な会計処理であり、真摯な対応を要求する。対応は会計事務所とも協議されたい。

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

(c) 総括

・各種事務について、以前から多くのミスがチェックできておらず、内部統制体制はあるものの機能していない。そのため法令違反等が多々生じる。そのような中で令和5年度は、事務局長のリーダーシップにより改善の兆しが見られた。今後は内部統制体制の見直しを含め、確実にチェックできるよう対策を講じるとともに、職員への事務指導を徹底されたい。

・監査資料として提出された令和4年度総勘定元帳は、決算時の数値が反映されていないものであった。最終的には決算時の数値が反映された元帳が提出されたが、その他の資料の提出、疑義事項に対する質問への回答は満足なものとはいえず、監査を受ける体制とはいいがたい。

・決算書について、当初予算から予算額が変更した場合にも、決算書で予算に沿った執行が確認できるようにすることを要望する。

- ・ 臨時職員の時給が、最低賃金を下回っていた時期があり、現在は調整返還済みであるが、税務、経理及び労務管理に関する改正などの内容を的確に事務に反映させるよう要望する。
- ・ 職員の当事者意識・遵法意識・事務スキルの向上を図るための取り組みを要望する。
- ・ 令和4年度、令和5年度の実績報告は提出期限を超過している、期限内に提出を行うべきである。
- ・ ホームページについてはとても見やすくなっており、観光振興に積極性が見られる改修となっている。本来の観光振興に資する事業を計画どおり実施できるよう期待する。

b 所管課（交流観光課）

(a) 指摘事項

- ・ この補助金に係る団体の会計は、公益事業と収益事業とを合わせた会計である。補助対象経費を「収益事業及び公益事業」の人件費と「公益事業」の事業費用及び管理費としているが、補助の妥当性、補助対象経費、補助金算定方法等の明確化を図るため、早急に個別の補助金交付要綱の策定を求める。
- ・ 補助金交付事務において、補助対象経費の明確化は大変重要である。団体は複数の補助金や受託金を受け事業を実施しているため、事業ごとに按分した収支内訳書の作成及び提出をさせること。

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

(c) 総括

- ・ 団体の内部統制が機能しているとは言えない状態であったため、所管課としての指導監督を強化し、団体の事務等の正常化を望む。それでも対処できない場合は、必要に応じて専門家の導入等の検討を望む。
- ・ 補助金交付以外に市からの人的補助も充分に行われている。団体の自立促進を図るため、運営費に対する補助ではなく、団体が実施する公益上必要とされる事業のみに対する補助への移行を検討されたい。

イ 江田島市特産品販売事業補助金

令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	団体監査	所管課監査	市の所管課
4,536,602円	0円	令和7年1月21日	令和6年12月20日	交流観光課

		団体事務所	市役所本庁	
--	--	-------	-------	--

(ア) 事業の状況

市内の事業者の製造・販売する商品のPR、売上増加のため、市内特産品詰め合わせセットを販売（5,000円相当を3,000円送料無料で販売）インターネット販売957件、FAX・メール販売35件、店頭販売8件、用意した1,000件すべて完売した。

(イ) 監査の結果

- a 実績報告書の提出期限を遅延している。請求金額、受領金額は適正に処理されている。
- b 補助金の交付等事務についておおむね適正に執行されている。
- c 補助金は、目的に沿って使われているが、出納その他の事務については不適切な処理があった。

(ウ) 監査意見

a 団体（観光協会）

(a) 指摘事項

・事業収入について、一部が会費に誤って計上されており、その調整に不備が見られた。詳細は、江田島市観光協会事業補助金の指摘事項の会計処理についてを参照すること（P37中段）。

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

b 所管課（交流観光課）

(a) 指摘事項 なし

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

(c) 総括 所管課として指導監督するよう強く要望する。

ウ 江田島市誘客促進体験メニュー造成事業補助金

令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	団体監査	所管課監査	市の所管課
138,000円	0円	令和7年1月21日 団体事務所	令和6年12月20日 市役所本庁	交流観光課

(ア) 事業の状況

誘客促進につながる体験メニューの造成又は拡充に係る事業、天候不良によって実施無し。消耗品の購入に充当されたため、補助金の返還も無し。

(イ) 監査の結果

- a 補助金等交付申請書の提出時期及び請求金額、受領金額は適正に処理されている。
- b 事業計画書、予算書並びに決算書は江田島市へ提出された補助金等の交付申請書、実績報告書の数値と相違ないと認めるが、購入品について個人の倉庫に預けており、江田島市観光協会で保管・活用を行っていない。

(ウ) 監査意見

a 団体（観光協会）

(a) 指摘事項

- ・ 補助金で購入した消耗品を個人の倉庫に預け、江田島市観光協会として使用活用していない。補助金を受けた観光協会が保管・活用すべきである。

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

b 所管課（交流観光課）

(a) 指摘事項 なし

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

(c) 総括 所管課として指導監督するよう強く要望する。

エ ふるさと交流館指定管理委託料

令和4年度 金額	令和5年度 金額	団体監査	所管課監査	市の所管課
2,900,000円	2,900,000円	令和7年1月21日 団体事務所	令和6年12月20日 市役所本庁	交流観光課

(ア) 事業の状況

所在地	江田島市江田島町中央一丁目3番10号
指定期間	令和3年4月1日から令和6年10月31日まで（3年間）
指定管理料	2,900,000円
利用料金制	導入済
指定管理者の 主な業務	・ 来訪者の休憩場所の提供 ・ 旧海軍関係資料等の展示 ・ 特産品の展示販売その他の観光振興事業 ・ 地域住民の交流活動の場の提供

	・その他必要な事業
施設規模等	構造：木造2階建て 延床面積：259.36㎡
利用実績 (事業報告による)	年間利用人数 令和4年度：6,795人 令和5年度：6,541人 特産品売上 令和4年度：2,753,304円 令和5年度：3,263,414円 喫茶売上 令和5年度：206,957円 令和5年度：232,936円
所管課	交流観光課

(イ) 監査の結果

- a 実績報告書の提出期限について、令和4年度、令和5年度ともに遅延している。請求金額、受領金額は適正に処理されている。
- b 決算書の数値に不備が見られる。
- c 基本協定書等に基づく施設の管理業務については、施設の設置目的に沿いおおむね適正に行われているが、指定管理委託に係る出納その他の事務処理については、不適切な処理があった。
- e モニタリング評価結果は公表されている。
- f 所管課として指導監督が適切に行われていない。

(ウ) 監査意見

a 団体（観光協会）

(a) 指摘事項

- ・ 令和4年度の事業収入において、不当に年度末に部門変更が行われている。詳細は、江田島市観光協会事業補助金の指摘事項の会計処理についてを参照すること（P37中段）。
- ・ 事務のチェック体制が機能しておらず、内部統制がとれていない。今後は確実にチェックできるよう対策を講じるとともに、職員への事務指導を徹底されたい。
- ・ 職員について、休日出勤ではない日付の出勤が休日出勤扱いになっている。支給給与の割合は是正されているが、超過分について回収はできていないので、適切に処理すること。
- ・ 臨時職員の雇入期間は1年更新であるが、「期間の定めなし」として数年間更新していない。更新する場合は、毎年雇入通知書を発行すること。また、休日出勤の時間外手当の割合が現状と合っていないので、

内容を見直すこと。

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

(c) 総括 臨時職員の時給について、代表理事の承認の書面がないまま、県の最低賃金を上回った時給で雇用している。書面による承認を受けることを要望する。

b 所管課（交流観光課）

(a) 指摘事項 なし

(b) 法第199条第10項の規定による意見 なし

(c) 総括 所管課として指導監督するよう強く要望する。

(6) まとめ

観光協会は、令和3年4月1日付けで任意団体から一般社団法人となった。過去に適正な会計処理や決算報告が行われていなかったため指摘を行っているが、今回も適正な会計処理や決算報告が行われていないことは大変遺憾である。

監査の結果、事務全般において不備が多岐にわたり確認された。そのような中で令和5年度は、事務局長のリーダーシップにより改善の兆しが見られた。今後は内部統制体制の見直しを含め、確実にチェックできるよう対策を講じるとともに、職員への事務指導を徹底されたい。前回監査時は団体及び市所管課で例月出納検査が行われていたが、観光協会が一般社団法人化するよりも前に例月出納検査が行われなくなったようである。法人化後会計事務所に経理業務を委託しているが、団体職員が行う経理事務もあり、確実な書類・データの引き渡しや、会計事務所との疑義照会を積極的に行うなど連携を図り、修正をチェックし、検証する内部統制の確立が必要である。また、職員が当事者意識を持って事務に臨む必要がある。

令和6年度には新たに「えたじまーれ」を開設、事務所の移転も行われた。江田島市観光協会の目的は、主体的に観光事業の健全な発展に寄与することであるため、江田島市の観光資源の広報宣伝、開発に積極的に取り組まれない。また、補助金に頼らない自立した法人運営を目指すために、収支と事業効果について分析し、今後の事業実施について検討されたい。

第8 終わりに

このたびの監査に当たり、誠意をもって対応していただいた関係者の皆様に対して深甚なる敬意を表します。また、各団体を管轄する関係部局の担当者の前向きな対応に感謝いたします。

○ 監査意見の区分及び措置状況の報告について

監査意見区分	内容	措置状況の報告
指摘事項	合規性の観点から是正、改善等を求めるもの	措置の内容等を記載した書面の提出により行うこと。 なお、措置状況の報告の公表を行う。
法第199条第10項の規定による意見	当該監査の結果に基づいて本市又は監査の対象部局等の組織及び運営の合理化に資するための意見を述べ、是正、改善等を求めるもの	措置の内容等を記載した書面の提出により行うこと。 なお、措置状況の報告の公表を行う。
総括	監査全体を通じた所感のほか、経済性、効率性、有効性等の観点から所見、要望等を述べるもの	—